



中小企業者向け制度融資のご案内(新型コロナウイルス関連)

募集期間

2020年2月12日から2021年2月12日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に影響を受けている中小企業者の方に御利用いただける融資制度を御用意しています。セーフティネット資金を活用できる業種(国が指定)に属する中小企業者はセーフティネット資金、当該業種に属さない中小企業者は緊急経済対策資金の活用を御検討ください。申し込み方法等はリンク先を確認ください。
新型コロナウイルス感染症対応資金については6月15日から融資上限額を4,000万円に引き上げました。借入希望額が4,000万円以内の場合は、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の活用を御検討ください。

支援内容

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に影響を受けている中小企業者の方に御利用いただける融資制度を御用意しています。
セーフティネット資金を活用できる業種(国が指定)に属する中小企業者はセーフティネット資金、当該業種に属さない中小企業者は緊急経済対策資金の活用を御検討ください。

支援規模

▼セーフティネット資金

- ・新規枠(運転・設備)
8,000万円
- ・借換枠
2億円

▼新型コロナウイルス感染症対応資金

- ・4000万円

対象者の詳細

▼対象者

新規枠(運転・設備)

国が指定する業種(日本標準産業分類 細分類:152

業種)に属し、次の(1)または(2)に該当するとして市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等

(1)最近3か月の平均売上高または平均販売数量(建設業にあっては、完成工事高または受注残高)が、前年同期に比べて5%以上減少していること。

(2)原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っていること。

借換枠

左の市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当するもの。

- ①保証協会保証付融資(流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で、本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの。
- ②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること。

対象地域



お問い合わせ

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-3732
FAX: 077-528-4871
E-Mail: fb00@pref.shiga.lg.jp

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金